

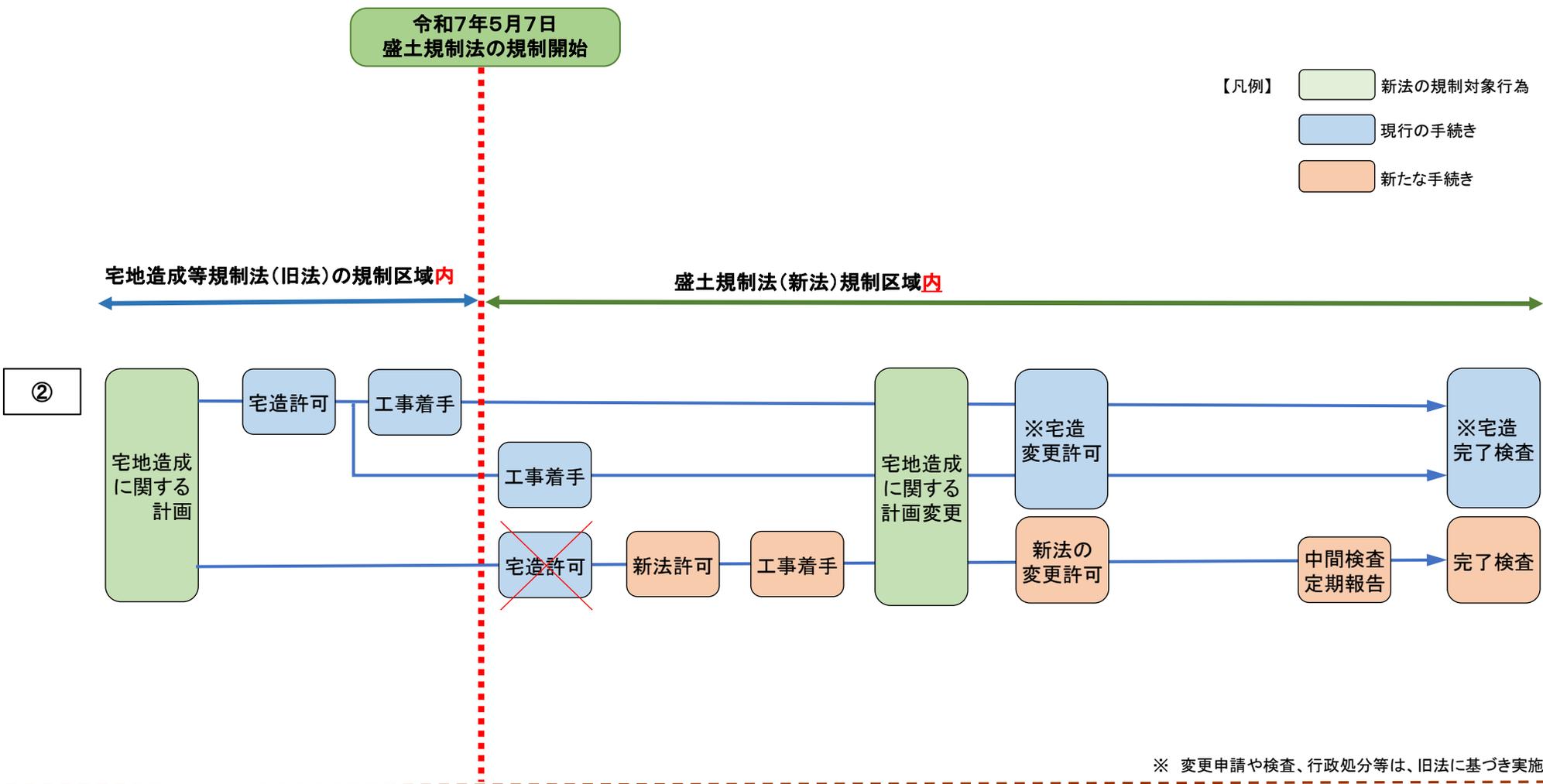
盛土規制法に基づく規制開始前後の 許可申請手続き等の取り扱い

- ◇ 奈良県では、令和7年5月7日から盛土規制法に基づく規制を開始します。
- ◇ 規制開始後は、規制区域内において一定規模以上の盛土等をする場合に許可や届出が必要になります。
- ◇ 規制開始(令和7年5月7日)前後の工事で、宅地造成等(宅地造成、特定盛土等、土石の堆積)に関する工事は、届出や再度の許可申請が必要となる場合があるため特に注意が必要です。
- ◇ 本取り扱いは、代表的な事例を示したものです。実際の手続きについては、審査基準等が規制開始前後で変わる場合がありますので、それぞれ個別にご相談下さい。
- ◇ 他法令、市町村条例に基づく手続きについては、別途必要な場合がありますので、それぞれの所管課にお問い合わせ下さい。

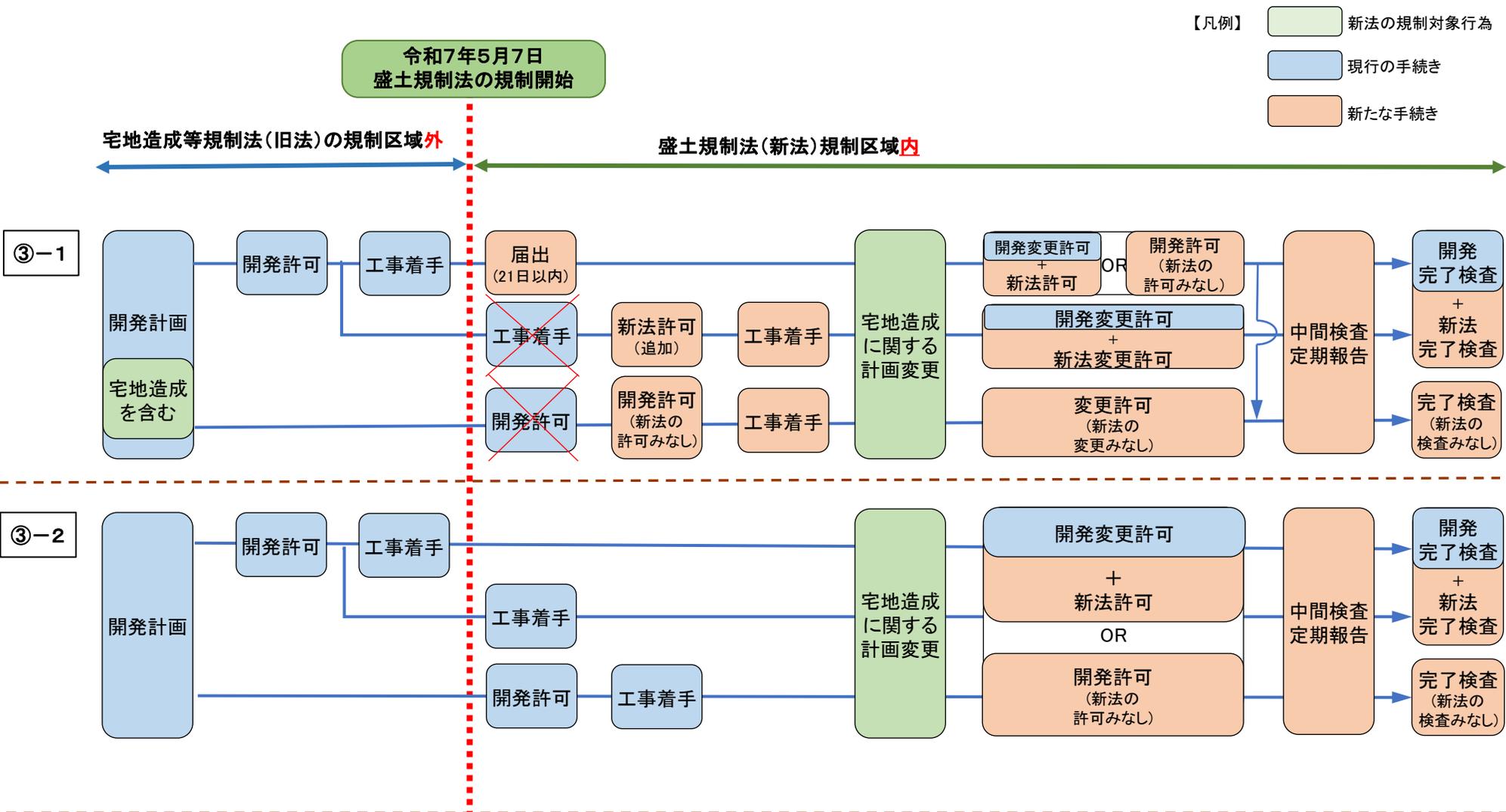
令和7年2月

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局
建築安全課 監察・盛土対応係

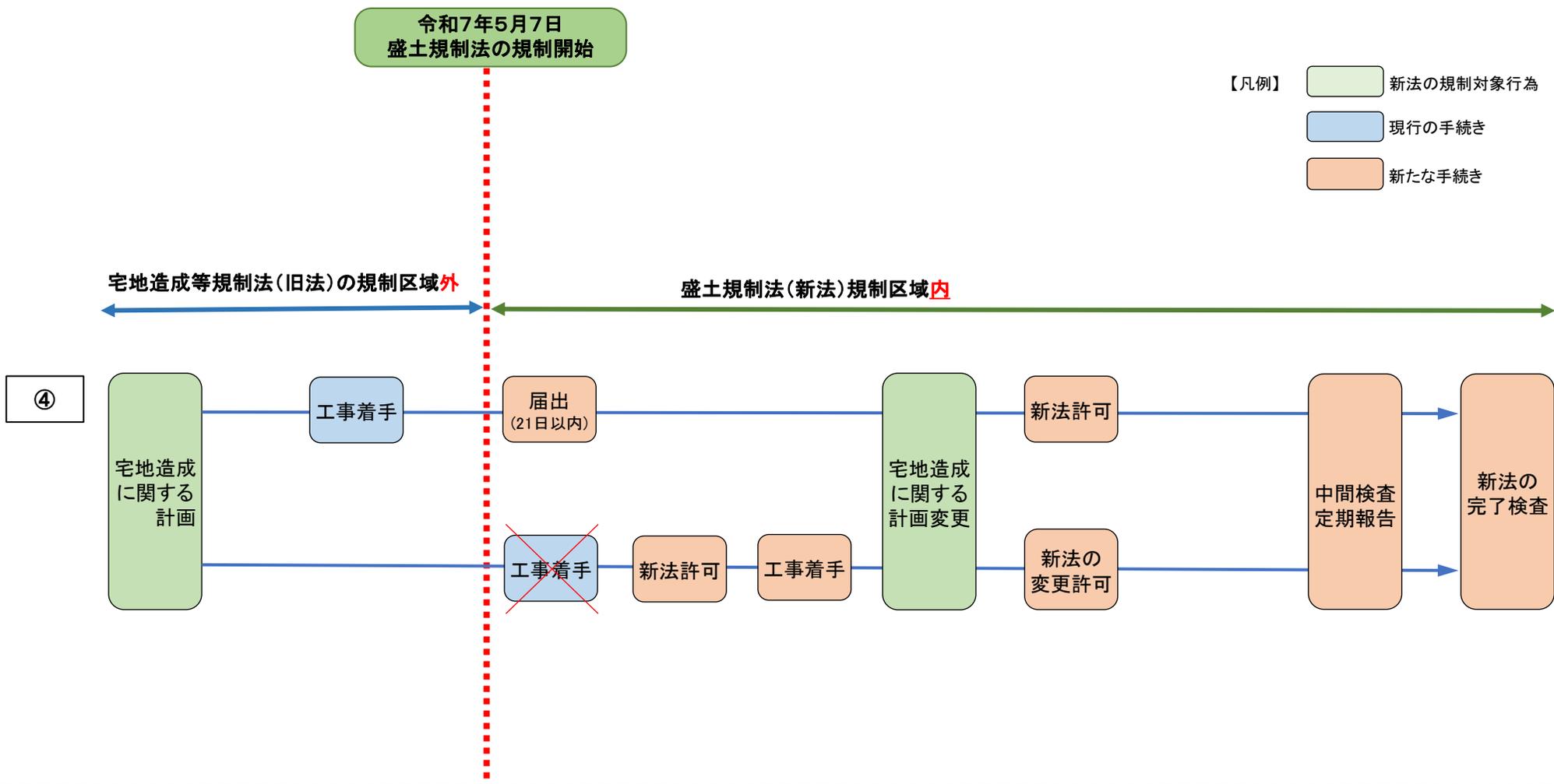
② 宅地造成等規制法(旧法)の規制区域内 → 盛土規制法(新法)の規制区域内の宅造許可について



③ 宅地造成等規制法(旧法)の規制区域外 → 盛土規制法(新法)の規制区域内の開発許可について



④ 宅地造成等規制法(旧法)の規制区域外 → 盛土規制法(新法)の規制区域内の宅造許可について



⑤ その他の盛土行為について

